

第 99 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年3月28日（金曜日）午前10時

開催場所

東京都中央区日本橋二丁目5番1号
(日本橋高島屋三井ビルディング9階)
日本橋ホール

議 案

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

<株主提案（第5号議案から第7号議案まで）>

第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る
報酬額承認の件

第6号議案 自己株式取得の件

第7号議案 社外取締役の員数に関する
定款変更の件

目 次

第99期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	24
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告	49

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行
使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年3月27日（木曜日）午後5時まで

帝国繊維株式会社

株主各位

証券コード 3302
2025年3月7日

東京都中央区日本橋二丁目5番1号
帝国繊維株式会社
代表取締役会長執行役員 白岩 強

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第99期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト (<https://www.teisen.co.jp/ir/soukai.html>)



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「帝国繊維」または証券コード「3302」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月27日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力いただき、上記の行使期限までにご行使ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

1 日 時	2025年3月28日（金曜日）午前10時		
2 場 所	東京都中央区日本橋二丁目5番1号（日本橋高島屋三井ビルディング9階） 日本橋ホール		
3 目的事項	報告事項	1. 第99期（2024年1月1日から2024年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計 算書類監査結果報告の件 2. 第99期（2024年1月1日から2024年12月31日まで） 計算書類報告の件	
	決議事項	＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞ 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款の一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 ＜株主提案（第5号議案から第7号議案まで）＞ 第5号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件 第6号議案 自己株式取得の件 第7号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件	
4 招集にあたっての決定事項	(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 (3)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。		

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項について、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りしておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した当該書面をお送りいたします。なお、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当該書面に記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした対象書類の一部であります。
- なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

インターネット等による議決権行使のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

第5号議案から第7号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案い
ずれにも反対しております。詳細は17頁以降をご参照ください。

各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、会社提案には賛成、株主提案については
反対の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(議決権行使書用紙イメージ)

議決権行使書

帝国繊維株式会社 御中

私は、2025年3月28日開催の貴社第99期臨時株主総会（取締役会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2025年3月 日

当会社は、各議案につき賛否の表示のない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

また、青紙とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

帝国繊維株式会社

株主番号

議決権行使回数

会社提案				株主提案		
第1号議案	第2号議案	第3号議案 (TOE明 決行)	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年3月27日午後5時までに到着するようにご返送ください。
- 第3号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思が表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにごアクセスし2025年3月27日午後5時までに投票ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はございません。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

帝国繊維株式会社

(ご注意) 当社取締役会は株主提案に反対です。会社提案に賛成いただける場合は、会社提案の「賛」の欄に○、株主提案の「否」の欄に○を付けてください。

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

<会社提案>

第1号・第2号・第4号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

第3号議案

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号をご記入ください。

<株主提案>

第5号・第6号・第7号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印

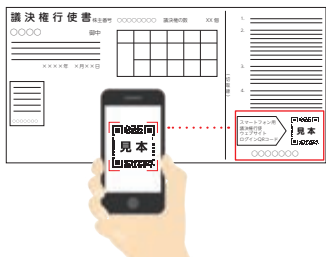
反対の場合：「否」の欄に○印

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

【議決権電子行使プラットフォームについて】

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、収益に応じた配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を併せて図る方針としております。

第99期の期末配当につきましては、継続して安定的な配当を行うこととし、1株当たり50円といたしたいと存じます。

収益力の持続的拡大に向け、引き続き取り組んでまいります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 50円 配当総額 1,329,614,550円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年3月31日

第2号議案

定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の事業目的について追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) ～ (10) (条文省略)	(1) ～ (10) (現行どおり)
(新 設)	<u>(11) 古物営業法に基づく古物商</u>
<u>(11) ～ (12)</u> (条文省略)	<u>(12) ～ (13)</u> (現行どおり)
第3条～第5条 (条文省略)	第3条～第5条 (現行どおり)

第3号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	
1	しら いわ	つよし	代表取締役 会長執行役員 最高経営責任者（CEO）	再 任
2	ます たに	とおる	代表取締役 社長執行役員 最高執行責任者（COO）	再 任
3	おか むら	たつる	取締役 副社長執行役員 経営全般補佐 経営企画部担当 防災事業全般 防災統括部担当	再 任
4	なか お	とおる	取締役 常務執行役員 防災統括部 送排水システムグループ部長	再 任
5	た か ぎ	ひろ やす	社外取締役 東京丸の内法律事務所 パートナー	再 任 社 外 独 立
6	ふ か ざ わ	まさ ひろ	社外取締役 安田不動産㈱ 相談役	再 任 社 外 独 立
7	なり た	のぶ こ	社外取締役	再 任 社 外 独 立

再 任

再任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



再任

 しら いわ つよし
白岩 強 (1946年9月25日生)

所有する当社の株式の数 87,200株

略歴、当社における地位、担当

1969年 4 月	㈱富士銀行入社	2003年 4 月	当社専務取締役
1990年 5 月	同行北九州支店長	2007年 2 月	当社取締役副社長
1992年 6 月	当社理事	2012年 3 月	当社代表取締役社長COO
1993年 4 月	当社理事管理部門長	2020年 3 月	当社代表取締役社長CEO
1998年 4 月	当社理事管理部門長兼官特需部門長	2021年 3 月	当社代表取締役会長CEO
1999年 3 月	当社取締役管理部門長兼官特需部門長	2022年 3 月	当社代表取締役会長執行役員CEO (現任)
2001年 3 月	当社常務取締役		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

白岩 強氏は、当社管理部門及び営業部門の要職を歴任後、2012年から2020年にかけて当社代表取締役社長を経て、2021年に代表取締役会長に就任し、企業経営者として豊富な経験をもとに当社グループの成長に貢献してまいりました。これらの経験及び実績並びに当社グループ事業に関する幅広い知識を有し、当社グループの企業価値拡大に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2



再任

 ます たに とおる
榎谷 徹 (1948年7月26日生)

所有する当社の株式の数 21,300株

略歴、当社における地位、担当

1975年 4 月	当社入社	2020年 3 月	当社取締役副社長
1999年 4 月	当社防災統括部長	2021年 3 月	当社代表取締役社長COO
2004年 4 月	当社理事	2022年 3 月	当社代表取締役社長執行役員COO (現任)
2007年 3 月	当社取締役防災統括部長		
2015年 3 月	当社常務取締役 防災事業全般 防災統括部長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

榎谷 徹氏は、当社営業部門の要職を長く歴任後、現在は当社代表取締役社長を務めています。当社グループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有し、これらの経験や能力が当社グループの企業価値拡大に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

おか むら たつる
岡村 建 (1964年3月26日生)

所有する当社の株式の数 2,600株



再任

略歴、当社における地位、担当

1987年4月	(株)富士銀行入社	2018年3月	当社取締役経営企画部長
2012年4月	(株)みずほ銀行企業戦略第二部長	2019年3月	当社常務取締役経営企画部長
2016年6月	当社理事	2021年3月	当社取締役副社長
2017年4月	当社経営企画部長	2022年3月	当社取締役副社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

岡村 建氏は、金融機関出身者としての豊富な経験を有し、当社入社後も管理部門および営業部門を担当し、現在は当社経営全般を補佐するなど、企業経営に関する知見を有しております。これらの経験や能力が当社グループの企業価値拡大に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

なか お とおる
中尾 徹 (1966年7月11日生)

所有する当社の株式の数 12,500株



再任

略歴、当社における地位、担当

1990年4月	当社入社	2019年11月	当社取締役防災統括部送排水システムグループ部長
1996年5月	帝商(株) 出向	2020年3月	当社常務取締役防災統括部送排水システムグループ部長
2010年4月	同社防災部長	2022年3月	当社取締役常務執行役員 防災統括部送排水システムグループ部長 (現任)
2011年3月	同社取締役防災部長		
2014年3月	当社防災統括部付部長		
2017年3月	当社取締役防災統括部市場開発グループ部長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

中尾 徹氏は、当社営業部門の要職を長く歴任し、当社グループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有しております。これらの経験や能力が当社グループの企業価値拡大に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

た か ぎ ひ ろ や す
高木 裕康 (1961年5月11日生)

所有する当社の株式の数 5,500株



再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当

1988年4月 弁護士登録 2015年3月 当社社外取締役（現任）
東京丸の内法律事務所入所
1997年1月 同事務所パートナー（現任）

重要な兼職の状況

東京丸の内法律事務所 パートナー

社外取締役候補者とした理由

高木裕康氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な実務経験と幅広いかつ専門的な見識を有しており、当該見識を活かした客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を期待したものであり、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合、指名報酬委員会の委員として取締役候補者の選定や報酬等の答申について関与いただく予定です。同氏の当社における社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

候補者
番 号

6

ふ か ざ わ ま さ ひ ろ
深 澤 正 宏 (1940年 7 月 3 日生)

所有する当社の株式の数 2,000株



再 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位、担当

1964年 4 月	安田生命保険相互会社入社	1995年 6 月	同社専務取締役
1976年 3 月	同社秘書課長	1999年 6 月	同社代表取締役社長
1983年 4 月	同社秘書室長	2007年 6 月	同社代表取締役会長
1989年 4 月	同社人事部審議役	2015年 6 月	同社取締役会長
1989年 6 月	安田不動産㈱取締役ビル営業部長	2017年 6 月	同社相談役（現任）
1992年 6 月	同社常務取締役ビル営業部長	2019年 3 月	当社社外取締役（現任）
1993年 6 月	同社常務取締役総務部長		

重要な兼職の状況

安田不動産㈱ 相談役

社外取締役候補者とした理由

深澤正宏氏は、長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、経営の監視や適切な助言をいただくことを期待したものであり、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合、指名報酬委員会の委員長として取締役候補者の選定や報酬等の答申について主導いただく予定です。同氏の当社における社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

候補者
番号

7

なり た のぶ こ
成田 信子 (1947年9月4日生)

所有する当社の株式の数 一 株



再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当

1972年 4 月	検察官任官・法務省訟務部 部付検事	1981年 8 月	東京青山法律事務所（現ペー カー&マッケンジー法律事務 所）入所
1973年 3 月	札幌法務局訟務部 部付検事		
1976年 3 月	東京法務局訟務部 部付検事	1995年10月	同 パートナー就任
1981年 1 月	名古屋法務局訟務部 部付検 事	2010年12月	同 パートナー退任
		2023年10月	同 退所
1981年 5 月	検察官退官	2024年 3 月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由

成田信子氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、検事および弁護士として豊富な経験と幅広いかつ専門的な見識を有しており、当該見識を活かした客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を期待したものであり、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合、特に働き方改革や女性の活躍促進かつ経歴を活かしたグローバルな視点からの助言を期待しております。同氏の当社における社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高木裕康氏、深澤正宏氏および成田信子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、高木裕康氏、深澤正宏氏および成田信子氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、高木裕康氏、深澤正宏氏および成田信子氏の間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年5月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。
- (1) 補填の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです（但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外）。
- (2) 保険料は全額会社負担としております。

(ご参考)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の、取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	企業経営	営業・ マーケティング 業界知識	技術・ 研究開発・ 生産	財務・会計	法務・ コンプライアンス
白岩 強	代表取締役 会長執行役員	○	○	○	○	○
榎谷 徹	代表取締役 社長執行役員	○	○	○		
岡村 建	取締役 副社長執行役員	○	○		○	○
中尾 徹	取締役 常務執行役員		○	○		
高木 裕康	取締役（社外）					○
深澤 正宏	取締役（社外）	○			○	
成田 信子	取締役（社外）					○

第4号議案

監査役1名選任の件

監査役小林元氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、監査役候補者 木下裕弘氏は監査役 小林元氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

きのした やす ひろ
木下 裕弘 (1968年2月5日生) 所有する当社の株式の数 一 株



新任

社外

独立

略歴、当社における地位

1990年4月	(株)富士銀行入社	2021年5月	同行執行役員エリア長（個人第一エリア）
2010年4月	(株)みずほ銀行高輪台支店長	2022年4月	みずほビジネスパートナー(株)代表取締役副社長
2012年4月	同行営業店業務部次長	2023年4月	ヒューリック(株)理事不動産統括部担当部長
2014年4月	みずほ信託銀行(株)人事部長	2024年4月	同社執行役員人事部長（現任）
2017年4月	同行リテール事業法人業務部長		
2018年4月	同行執行役員リテール事業法人業務部長		
2020年4月	(株)みずほ銀行執行役員エリア長		

重要な兼職の状況

ヒューリック(株) 執行役員人事部長

社外監査役候補者とした理由

木下裕弘氏は、金融機関出身者としての豊富な経験に加え、企業経営に係る幅広い知見を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木下裕弘氏は新任候補者であります。
3. 木下裕弘氏は社外監査役候補者です。木下裕弘氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として東京証券取引所に届出をする予定です。
4. 木下裕弘氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年5月に更新をする予定です。本議案において木下裕弘氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
- (1) 補填の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです（但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外）。
- (2) 保険料は全額会社負担としております。

< 株主提案（第5号議案から第7号議案まで） >

第5号議案～第7号議案は、株主様からのご提案によるものであります。

取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対しております。

なお、議案の要領および提案の理由は、原文のまま記載しております。

第5号議案

譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第93回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち、社外取締役については12百万円以内）とすること、2022年3月30日開催の第91回定時株主総会において、社外取締役の報酬限度額を50百万円以内とすること、同定時株主総会において、株式給付信託制度が承認されているが、今般、当社の取締役（社外取締役である取締役を含み、以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記株式給付信託制度に代えて、対象取締役に対し、新たに年額600百万円以内（うち、社外取締役については50百万円以内）、付与株式数の上限240,000株（うち、社外取締役については20,000株）の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。具体的な支給基準、支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を、社外取締役を含めた当社の全取締役とすべきと考えます。取締役と株主との価値共有を図るためには、取締役の在任中に、効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当に到達するまで株式報酬が付与される必要があり、より短期間で一定規模の譲渡制限株式が付与される必要があります。

そこで、本制度の対象者を当社の全取締役（社外取締役を含む）とした上で、累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。

また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の3倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

【当社取締役会の意見】

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう基本報酬に業績連動報酬を組み合わせた報酬体系とし、取締役の報酬の決定に際しては職責や役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬制度である株式給付信託制度（BBT（＝Board Benefit Trust））から構成されております。なお、社外取締役に關しては、基本報酬のみの支給としております。

また、当社は、取締役の報酬に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役に構成される指名報酬委員会を設置しており、上記の報酬体系についても、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、決定しております。

本株主提案では、株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度の導入が提案されております。しかしながら、上記のとおり、当社は2022年3月開催の定時株主総会にてご承認いただいた後、株式給付信託制度を導入しております。本制度は、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであり、取締役と株主の皆様との価値共有は十分図られていると考えております。

また、本株主提案では、株式給付信託制度に代えて、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与し、固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間かけて付与するものとされております。しかしながら、当社は、基本報酬から構成される固定報酬と賞与・株式報酬（株式給付信託）から構成される業績連動報酬の割合は、株主との利害共有、企業価値の継続的な向上を目的として、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、当社取締役会において概ね50：50とすることを決定しております。本株主提案の内容は、基本報酬、業績連動型としての賞与及び株式報酬のバランスを著しく欠く過大な株式報酬制度であるため、適切ではないと考えております。

さらに、本株主提案では、社外取締役に對しても、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが提案されています。しかしながら、上記のとおり、当社は社外取締役に業務執行から独立した立場で経営の監視・監督を担う役割を期待しており、これらの者に対して業績に連動するインセンティブを付与することは適切でないと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、株主提案による本議案に反対いたします。

第6号議案

自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数2,752,440株、取得価額の総額金6,881,100,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

2024年の当社の株価は緩やかな上昇傾向にあるものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。当社は約142億円の現金に加えて約304億円もの政策保有株式を抱えており、資本効率も不十分です。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

【当社取締役会の意見】

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、2024年3月1日に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」（以下、「対応方針」）でお知らせした中長期的な方針に基づき、成長投資と株主還元のバランスを意識しつつ経営資金を配分することによって、企業価値向上に取り組んでおります。

まず、成長投資につきましては、対応方針でお示した通り、5年間の投資枠200億円を設定しており、かかる投資枠内におけるM&Aのほか、人的投資、システム・DX投資、研究開発投資、更新投資の実効性を高めることにより、ROEと企業価値の向上を企図しております。

また、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題としており、利益の配分につきましては、5年間平均総還元性向を40%以上とし、安定的な配当を継続的に実施し、利益還元の一つとして、資金需要・株価水準等を考慮しながら、自己株式の機動的な取得を行うことを基本方針としております。なお、当社は、こうした基本方針のもと、対応方針でお示した株主還元5年間90億円の実効性を高める為、2025年2月14日開催の取締役会において、株式総数500,000株、取得価額12億5千万円を限度とする自己株式の取得を決議いたしました。

本株主提案では、1年以内での株式総数2,752,440株、取得価額総額68億81百万円を限度とする自己株式の取得が

提案されておりますが、短期的にはROEを向上させるものであるとしても、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものとは言えないと考えております。また、当社が保有する政策保有株式に関しては、中長期的な観点でこれを活用することが当社の企業価値向上に資するものと考えております。当社は、利益配分に関する上記の基本方針に基づき、当社株式の取引状況や株価動向も踏まえながら、機動的に随時自己株式の取得を実施することが適切であると考えております。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

昨年の能登半島地震を教訓として、今後起こりうる巨大地震、益々激しさを増す風水害などの自然災害に備えた防災事業の深化・拡大を推進し、さらに環境変化・技術革新の対応・活用を通じ、我が国の防災対応力強化への貢献を通じ、事業領域を拡大し、収益力の持続的拡大に取り組んでまいります。

第7号議案

社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第20条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第20条 当会社に取り締役17名以内を置く。 <u>2 (新設)</u>	(員数) 第20条 当会社に取り締役17名以内を置く。 <u>2 当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4－8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4－7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役7名のうち社外取締役は3名となっており、3分の1以上の要件を充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらしと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立

的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

【当社取締役会の意見】

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置しております。取締役候補者の選定については、指名報酬委員会での審議・答申を踏まえ、取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを踏んでおります。当社では、企業経営・営業・マーケティング・業界知識、技術・研究開発・生産、財務・会計及び法務・コンプライアンスを、当社の企業価値の持続的な向上に向けた取締役会の監督機能の発揮に資するスキルとしております。

本定時株主総会において、当社が提案する取締役選任議案（社外取締役を含みます）をご承認いただきますと、取締役会の構成は、7名中3名が独立社外取締役、女性が1名となり、コーポレートガバナンス・コードにおける3分の1以上の要件は充たしております。取締役候補者（社外取締役を除きます）4名はいずれも当社事業に精通しているとともに、それぞれ営業・マーケティング・業界知識、技術・研究開発・生産、財務・会計、法務・コンプライアンスの知識・経験を持ち専門性を有しており、企業価値向上に向けた適切な管理・監督機能を発揮するスキル・経験を有しております。また、社外取締役である取締役候補者3名は、全員が独立社外取締役であり、企業経営経験者（1名）、弁護士（2名）の構成であり、それぞれが専門知識と様々な経験を有しているとともにコーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しており、豊富な知識・経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、率直・活発に適切な意見が述べられております。

以上のように、現在の取締役会の構成のもとで、経営監視機能は発揮され、また、持続的な成長と企業価値向上に向けたガバナンスの有効性は十分確保されておりますので、必ずしも社外取締役を過半数とすることが必須とは考えて

おりません。加えて、本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役候補者の人選に当たっての柔軟性を損なうものであり、結果として取締役会の最適な構成や実効性向上の妨げとなるおそれもあると考えます。
したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以 上

事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の回復に遅れがみられたものの回復基調を維持し、3月にはマイナス金利が解除され、日経平均株価は史上最高値を更新、地価上昇率や賃上げ率に見る如く日本経済は幅広い分野でデフレから脱却しつつあります。然しながら、国内では雇用需給の逼迫や継続的な円安の状況などに加え、米国では米国第一主義を唱えるトランプ政権が発足し、ロシアによるウクライナ侵略の継続、中東における紛争等地政学的な危機が増大しており、先行きについては予測が極めて困難な状況にあります。

防災事業の分野では、年初に発生し甚大な被害をもたらした能登半島地震をはじめ、8月には宮崎県の日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、巨大地震の脅威が益々現実味を帯びております。また、今年も各地で河川の氾濫や土砂災害等深刻な被害が発生しており、各種災害に対する「備え」の強化が正に喫緊の課題となってきています。政府でも令和8年度中の「防災庁」の設置に向けて準備室を立ち上げるなど官民連携体制の構築の飛躍的な前進が期待されています。

自然災害以外の分野では、年初に羽田空港において航空機衝突事故発生の際、当社が羽田空港に納入した空港用化学消防車が活躍し、日航機乗客乗員全員の無事脱出に大きく貢献することができましたが、災害に対する日頃からの「備え」の大切さが改めて認識されることになりました。

特殊災害の分野においても、世界各地で発生するテロにより多くの人命が奪われており、わが国や米国でも要人に対する襲撃事件が発生するなど、リスク領域は広範な拡がりを見せており、多発化・激甚化・多様化する様々な災害に対する官民挙げての防災体制の確立がますます重要となっております。

繊維事業の分野では、リネン（麻）においては、麻素材の市場定着が進む中、新型コロナウイルス感染拡大の影響から停滞していた市場が環境意識の高まりもあり、漸く反転の兆しを見せております。引き続きリネンの価値創造力を強化すると共に、近時の原料の高騰も踏まえ、他素材複合により機能性を高めた商品開発も進めてまいります。また、耐熱、耐切創、高強度など優れた機能の特徴とする高機能繊維につきましては、防護服分野の他、EV向けなど資材分野での新たな用途や市場の開拓に加え、酷暑対策服等新規商材の開発も鋭意進めてまいります。

このような状況下、2023年度より「テイセン未来創造計画」をスタートさせ、2023年度からの3年間で第1フェーズと位置づけ、第1フェーズにおける中期経営計画「テイセン2025/未来への基盤作り」では、

◀ 先進的防災事業を確立・発展させ

多発化・激甚化・多様化する各種災害の脅威から

社会や事業の安心・安全を守る ▶

を旗印に、以下のテーマを推進し、防災ビジネスの拡がりと深みを追求してまいりました。

1. 市場開拓の強化と圧倒的市場競争力の確立

- (1) 送排水ビジネスの拡大
- (2) セキュリティビジネスの開拓
- (3) 防災特殊車輛ビジネスの創造
- (4) メンテナンス業務の事業化
- (5) 基盤事業(ホース・機材・車輛・防火衣)の一層の磨き上げ

2. 営業を支える下野・鹿沼両工場の機能拡充・強化

- (1) コスト・品管センターとしての役割徹底
- (2) 技術・開発センターとしての能力強化
- (3) 教育、訓練、実証実験等の幅広い分野での施設充実と活用

3. 持続的収益力の強化

新たな事業基盤の獲得による収益基盤の強化

当連結会計年度では、ハイドロサブシステムで、コンビナートなどの民間基幹産業のほか、特に水害対策では地方自治体による導入が全国的に拡大し、新たなマーケットが広がり、BCP対策及び水害対策で高い評価を獲得することができました。セキュリティビジネス分野では、コロナ禍による渡航制限の解除に伴うインバウンドの急増に対応すべく、ボディスキャナーや爆物検知器などの商材開発を強化し、強固な営業基盤を構築いたしました。さらに、次世代型防災車輛の開発をはじめ、消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服の4事業分野でも市場でのプレゼンスはますます高まっております。

生産体制については、ホース工場としての鹿沼工場に次ぐ第二の拠点として、2021年に防災車輛の製造拠点となる下野工場を新設いたしました。更に2022年には、防災特殊車輛の開発・製造拠点機能拡充のための設備新設（第Ⅱ期工事）を行いました。また、鹿沼工場でも2023年にホース生産新ラインが稼働開始するなど、今後の当社事業を支える生産体制の刷新に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、314億8千1百万円（前期比12.3%増）、営業利益は34億5千9百万円（同33.8%増）、経常利益は45億5千3百万円（同27.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は32億5千3百万円（同33.0%増）となりました。

	第98期 (2023年12月期)	第99期 (2024年12月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	28,032	31,481	3,448	12.3%増
営業利益	2,585	3,459	874	33.8%増
経常利益	3,569	4,553	983	27.6%増
親会社株主に帰属する当期純利益	2,445	3,253	807	33.0%増

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

防災事業

売上高

24,988百万円

(前期比10.3%増)

防災事業では、救助工作車や原子力発電関連の大型防災資機材の売上が減少した一方で、空港用化学消防車や空港用等のセキュリティ機材の売上が増加したことから、売上高は249億8千8百万円と前期に比べ23億2千8百万円増加しました。



繊維事業

売上高

5,923百万円

(前期比23.3%増)

繊維事業では、官公庁向け繊維資材の売上が増加したことから、売上高は59億2千3百万円と前期に比べ11億1千8百万円増加しました。



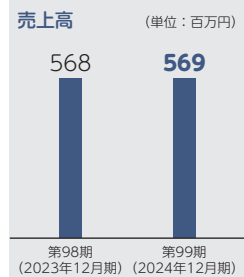
不動産賃貸事業・その他

売上高

569百万円

(前期比0.3%増)

不動産賃貸事業・その他は、順調に推移しており、売上高は5億6千9百万円となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6億9千3百万円で、鹿沼工場のホース生産設備の増強や販促用機材に係る投資などを行いました。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

(3) 対処すべき課題

2023年度より、「テイセン未来創造計画」をスタートさせました。

「テイセン未来創造計画」は、今後10年に亘る計画であり、防災業界におけるリーディングカンパニーへの進化を目指す計画です。「人を創る」「仕事を創る」「人と仕事を繋ぐ企業文化を創る」をテーマに掲げ、「防災のテイセン」としての未来を切り拓き、世界に通用する防災企業として、名実ともに、社会及びステークホルダーの皆様から絶対的な信任を頂くことを目指します。

2023年度から2025年度を「テイセン未来創造計画」の第1フェーズ「テイセン2025／未来への基盤作り」と位置付け、

◀ 先進的防災事業を確立・発展させ

多発化・激甚化・多様化する各種災害の脅威から

社会や事業の安心・安全を守る ▶

を旗印に、以下のテーマを推進し、防災ビジネスの拡がりと深みを追求してまいります。

1. 市場開拓の強化と圧倒的市場競争力の確立

- (1)送排水ビジネスの拡大
- (2)セキュリティビジネスの開拓
- (3)防災特殊車輛ビジネスの創造
- (4)メンテナンス業務の事業化
- (5)基盤事業（ホース・機材・車輛・防火衣）の一層の磨き上げ

2. 営業を支える下野・鹿沼両工場の機能拡充・強化

- (1)コスト・品管センターとしての役割徹底
- (2)技術・開発センターとしての能力強化
- (3)教育、訓練、実証実験等の幅広い分野での施設充実と活用

3. 持続的収益力の強化

新たな事業基盤の獲得による収益基盤の強化

同時に、「テイセン未来創造計画」では、事業発展を支える人材育成（「人を創る」）及び永続的な企業の成長の土台となる新たな企業文化の創造（「人と仕事を繋ぐ企業文化を創る」）にも取り組んでまいります。

また、企業の社会的責任として、「環境（E）」、「社会（S）」、「ガバナンス（G）」への更なる取り組みも推進してまいります。

数値目標

連結営業利益水準	50億円以上
連結経常利益水準	60億円以上
配当性向	40%程度

中期経営計画「テイセン2025」においては、送排水ビジネス、セキュリティビジネス及び防災特殊車輛ビジネスを拡大、開拓、創造し、数値目標の達成を図るとともに、原子力ビジネスに続く新たな中核事業基盤として磨き上げ、確立することにより収益基盤の更なる強化を目指してまいります。

【市場開拓の強化と圧倒的市場競争力の確立】

■送排水ビジネスの拡大

大量送水システムの大口需要家である大手石油精製企業をはじめとするコンビナート関連企業のBCP対策としての需要が引き続き活発であり、加えて、既存消火設備の代替としてハイドロサブシステムを組み込む動きも出て来ており、益々市場の拡大、需要の増加が期待されております。また、大口需要先の一つである原子力発電所向け需要はここ数年端境期にあるものの、今後の大口需要として期待されている更新需要が動き始めています。

排水ビジネスにおいては、異常気象が続く中、線状降水帯やゲリラ豪雨などによる水害や浸水被害が全国各地で多発しており、各県や市町村はその責任部署として対応に追われています。国交省のテックフォース部隊だけでは対応に限りがあり、当社の小型ハイドロサブシステムの需要が急速に伸長しています。特に、排水性能の大きさに比べ、小型で使いまわしの良さが評価され、地方都市の内水氾濫等に利用され始めています。

■セキュリティビジネスの開拓

前中期経営計画においては、高まるセキュリティニーズを捉え、民間市場の開拓および鉄道等ソフトターゲット市場の開拓に向け、営業活動を積極的に展開させました。その結果、訪日外国人の増加に伴う、大型クルーズ船対策等各種ニーズの高まりから需要の拡大が期待されるボディスキナー等は、官公庁向け需要に止まらず、民間セキュリティマーケットでも注目される商材に成長しており、商材開発によるセキュリティ機材のラインアップも一層拡充されています。訪日外国人の増加に伴うテロへの対策、及び社会不安を引き起こしている各種事件・事故の増加に伴う対策等、今後のセキュリティニーズの高まりによるセキュリティ市場の拡大を見込み、引き続き、商材の優位性を訴求する中で、広範なセキュリティニーズを取り込み、セキュリティビジネスの開拓を進めてまいります。

■防災特殊車輛ビジネスの創造

製造・開発・実証実験を担う下野工場のインフラを整える等、次世代型防災特殊車輛に関する企画・設計・開発・生産に至る一連の開発体制の構築が進んでいます。災害の多様化、技術革新及び省人化ニーズに対応し、新たな価値を提供する次世代型防災特殊車輛の開発・製造は、日本の人口減少とともに現実味を帯びて来ている消防職員の絶対的不足等、未来の消防防災の在り方を見据えた重要なテーマとなっています。市場のニーズを掘り起こし、防災特殊車輛ビジネスの創造を推進してまいります。

■メンテナンス業務の事業化

近年の営業活動の成果として、原子力施設及びコンビナート等に納入しているハイドロサブシステムや空港施設に納入している空港用化学消防車の納入台数は急速に増加しています。また、現在展開中の自治体向け送排水ビジネスにおいても、ハイドロサブシステムはさらに増加が見込まれます。セキュリティビジネスにおいても、その拡大に併せ、各種セキュリティ機材の納入台数も急激な増加が見込まれます。これら著増する機材のメンテナンスのニーズに対処し、その事業化に取り組むことで、収益基盤の強化に努めてまいります。

■基盤事業（ホース・機材・車輛・防火衣）の一層の磨き上げ

消防防災における消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服は、当社防災事業の根幹をなす基盤事業です。災害の多様化、省人化、環境負荷軽減等の刻々と変化するニーズに対応すべく、付加価値の高い新たな商材を投入する等市場のニーズを掘り起こすことにより、業界No1の地位を確固たるものにすることを目指します。

【営業を支える下野・鹿沼両工場の機能拡充・強化】

当社グループの生産拠点の鹿沼・下野両工場においては、製品に関する品質の維持・向上に努めること、技術・開発能力を高め、社会・顧客が必要とする製品を臨機に製造すること、さらには製造コスト低減を図り、収益力を高めることに引き続き取り組んでまいります。また、新設した下野工場並びに新ラインを増設した鹿沼工場では、製造・開発に向けた設備・インフラを整備充実いたしました。特に、下野工場では、実証実験、デモ及び研修の施設を活用し、消防および民間企業の方々にご来場いただき、当社の防災事業へのご理解を通じ、当社の発展及び社会への貢献に役立ててまいります。

【持続的収益力の強化】

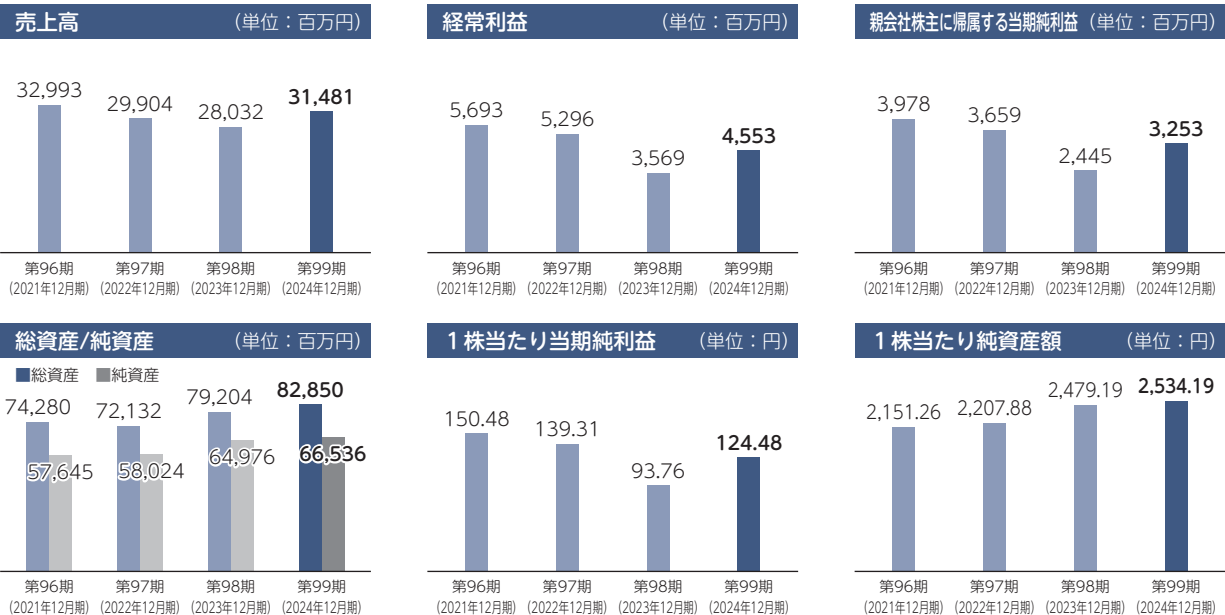
当社グループは、これまで収益力の強化に努め、収益水準を継続して向上させて来ました。連結営業利益及び連結経常利益の水準はそれぞれ40億円、50億円まで拡大しております。引き続き収益力の強化に取り組み、その水準をさらに引き上げてまいります。

当社グループは、防災事業の社会的使命と責任をしっかりと受け止め、創業以来の社是である「社会の安全と生活文化の向上」への貢献を通じて、その負託に応えてまいります。

何卒株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移



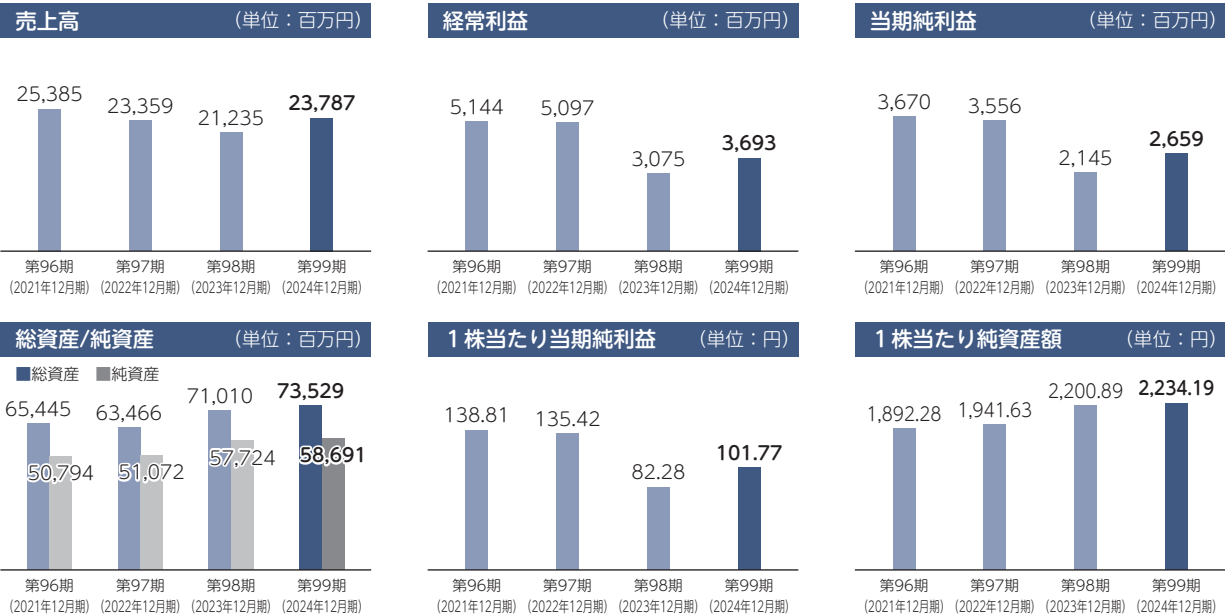
		第96期 (2021年12月期)	第97期 (2022年12月期)	第98期 (2023年12月期)	第99期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高	(百万円)	32,993	29,904	28,032	31,481
経常利益	(百万円)	5,693	5,296	3,569	4,553
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,978	3,659	2,445	3,253
1株当たり当期純利益	(円)	150.48	139.31	93.76	124.48
総資産	(百万円)	74,280	72,132	79,204	82,850
純資産	(百万円)	57,645	58,024	64,976	66,536
1株当たり純資産額	(円)	2,151.26	2,207.88	2,479.19	2,534.19

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第97期の期首から適用しており、第97期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 当社は、第97期より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式にそれぞれ含めております。

② 当社の財産および損益の状況の推移



		第96期 (2021年12月期)	第97期 (2022年12月期)	第98期 (2023年12月期)	第99期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高	(百万円)	25,385	23,359	21,235	23,787
経常利益	(百万円)	5,144	5,097	3,075	3,693
当期純利益	(百万円)	3,670	3,556	2,145	2,659
1株当たり当期純利益	(円)	138.81	135.42	82.28	101.77
総資産	(百万円)	65,445	63,466	71,010	73,529
純資産	(百万円)	50,794	51,072	57,724	58,691
1株当たり純資産額	(円)	1,892.28	1,941.63	2,200.89	2,234.19

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第97期の期首から適用しており、第97期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 当社は、第97期より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式にそれぞれ含めております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
帝商株式会社	85	100	消防ホース・防災機器・防災車輛の販売、設計設備工事 ならびに繊維製品の製造販売
キンパイ商事株式会社	50	100	消防ホース・防災機器・防災車輛の販売、設計設備工事 ならびに繊維製品の製造販売
ティセン産業株式会社	123	100	重布、布帛、繊維製品の縫製加工販売、保険代理業
株式会社ティセンテクノ	30	100	防災車輛・機器の製造、保守

(6) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業		主要な製品および事業
防災事業	ホース	消防ホース（キンパイホース） 消防用ホース・消火栓用ホース・送水用ホース・大口径ホースなど
	防災資機材	救助器具・探索機器・警報器具・CBRNE関連機器など
	車輛	救助工作車・その他特殊車輛など
	消防被服・防護服	防火衣・救助服・防護服など
繊維事業	麻製品（糸・生地）	純麻糸・織物（ティセンリネン） 麻テトロン混紡糸・織物（リネトロン）・その他混紡糸など
	特殊機能繊維製品	高強力・難燃繊維（アラミド繊維） 導電性繊維（エレクトィ）など
不動産賃貸事業・その他		大垣・鹿沼ショッピングセンターなどの不動産賃貸事業、その他

(7) 主要な営業所および工場 (2024年12月31日現在)

当社

本社	東京都中央区日本橋二丁目5番1号
鹿沼工場	栃木県鹿沼市府所本町197番地
下野工場	栃木県下野市下古山124番1号

子会社

帝商株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号
キンパイ商事株式会社	大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
テイセン産業株式会社	東京都中央区日本橋小網町18番6号
株式会社テイセンテクノ	栃木県河内郡上三川町大字鞆堂2番1号

(8) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
344 (83) 名	13名増 (3.名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
177 (55) 名	7名増 (2名増)	40.8歳	11.4年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 97,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,524,400株 (自己株式932,109株を含む)
- (3) 株主数 12,618名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,733	10.27
損害保険ジャパン株式会社	1,347	5.06
株式会社みずほ銀行	1,295	4.87
明治安田生命保険相互会社	1,290	4.85
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,234	4.64
西松建設株式会社	1,000	3.76
ヒューリック株式会社	907	3.41
株式会社モリタホールディングス	790	2.97
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	720	2.70
東京建物株式会社	698	2.62

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を、切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式932,109株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
3. 持株比率は自己株式(932,109株)を控除して計算しております。なお、株式給付信託 (BBT) の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式442,100株は、発行済株式の総数から控除する自己株式に含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第1回新株予約権（株式報酬型）	第2回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2013年3月28日	2014年3月27日
新株予約権の数	95個	88個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 95,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	当社普通株式 88,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
行使期間	2013年4月13日から 2043年4月12日まで	2014年4月12日から 2044年4月11日まで
1株当たり払込金額	573円	1,060円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況	新株予約権の数 27個	新株予約権の数 28個
取締役 (社外取締役を除く)	目的となる株式の数 27,000株 保有者数 2人	目的となる株式の数 28,000株 保有者数 2人

	第3回新株予約権（株式報酬型）	第4回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2015年3月26日	2016年3月30日
新株予約権の数	91個	98個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 91,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	当社普通株式 98,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
行使期間	2015年4月11日から 2045年4月10日まで	2016年4月15日から 2046年4月14日まで
1株当たり払込金額	1,355円	1,146円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況	新株予約権の数 29個	新株予約権の数 30個
取締役 (社外取締役を除く)	目的となる株式の数 29,000株 保有者数 2人	目的となる株式の数 30,000株 保有者数 2人

	第5回新株予約権（株式報酬型）	
発行決議日	2017年3月30日	
新株予約権の数	98個	
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 (新株予約権1個につき	98,000株 1,000株)
行使期間	2017年4月21日から 2047年4月20日まで	
1株当たり払込金額	1,331円	
1株当たり行使価額	1円	
役員の保有状況	新株予約権の数	30個
取締役	目的となる株式の数	30,000株
(社外取締役を除く)	保有者数	2人

(注) 監査役が保有する新株予約権はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2024年12月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	白 岩 強	最高経営責任者（CEO）
代表取締役 社長執行役員	榎 谷 徹	最高執行責任者（COO）
取締役 副社長執行役員	岡 村 建	経営全般補佐 経営企画部担当 防災事業全般 防災統括部担当
取締役 常務執行役員	中 尾 徹	防災統括部送排水システムグループ部長
取締役	高 木 裕 康	東京丸の内法律事務所パートナー
取締役	深 澤 正 宏	安田不動産株式会社相談役
取締役	成 田 信 子	
常勤監査役	山 口 和 良	
監査役	小 林 元	
監査役	西 脇 芳 和	公益財団法人SOMPO美術財団専務理事（兼）SOMPO美術館館長

- (注) 1. 取締役高木裕康氏、深澤正宏氏および成田信子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林元氏および西脇芳和氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小林元氏は2024年6月25日付けで、ヒューリック株式会社取締役を退任しております。
4. 監査役山口和良氏および小林元氏は、金融機関および企業経営にかかわる長年の経験から、財務・会計に関する相当程度の知識を有しております。
5. 当社は、取締役高木裕康氏、深澤正宏氏および成田信子氏、監査役小林元氏および西脇芳和氏の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と各社外役員とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。
7. 当社は取締役および監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます（但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外）。保険料は全額会社が負担しております。

(2) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定しております。なお、基本報酬につきましては、取締役会で決定した役位ごとの報酬の範囲内で、取締役会から委任された代表取締役会長が決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう基本報酬に業績連動報酬を組み合わせた報酬体系としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬制度である株式給付信託から構成するものといたします。なお、社外取締役に關しては、基本報酬のみの支給といたします。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、毎月支給する定例給与とし、各取締役の職責や役位に応じて支給しております。

3. 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与につきましては、連結営業利益を指標とし、その達成の程度を評価の基準として、総支給額を決定し、各取締役の職責や役位に応じて、毎年一定の時期に支給いたします。業績連動型株式報酬制度である株式給付信託につきましては、取締役の報酬と会社業績及び株式価値との連動性をより明確にすることを目的として導入いたしました。連結営業利益を指標とし、その達成の程度を評価の基準として算出されたポイントを役位ごとに決定し、毎年一定の時期に付与します。取締役の退任時に、付与した累計ポイントに相当する自社株式及び金銭を支給いたします。当該指標を評価の基準としている理由といたしましては、企業価値の持続的な向上を図るためには収益力の向上が重要と考えており、中期経営計画においても達成すべき目標として年度ごとに設定していることによるものです。

2024年度の連結営業利益額の水準と報酬は次のとおりであります。なお、連結営業利益額の実績は3,459百万円となりました。

連結営業利益額	報酬額 (千円)	株式給付信託調整率
20億円未満	—	0%
20億円以上～30億円未満	50,000	60%
30億円以上～40億円未満	70,000	80%
40億円以上～50億円未満	80,000	100%
50億円以上～60億円未満	110,000	120%
60億円以上	120,000	140%

(注) 連結営業利益額については、業績連動報酬控除前の数値であります。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬から構成される固定報酬と賞与・株式給付信託から構成される業績連動報酬の割合は概ね50：50の水準といたします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定いたします。なお、基本報酬につきましては、取締役会で決定した役位ごとの報酬の範囲内で、取締役会から委任された代表取締役会長執行役員（白岩 強）が、決定いたします。委任した理由は、それぞれの職責および貢献度、会社業績、過去の支給実績等を総合的に勘案して決定するには、当社の業務執行を統括する立場である代表取締役会長執行役員（白岩強）が最も適していると判断したためです。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	支給額 (千円)			
		基本報酬	業績連動報酬	株式給付信託	計
取締役 (社外取締役)	7 (3)	193,500 (24,750)	69,980 (-)	49,795 (-)	313,275 (24,750)
監査役 (社外監査役)	3 (2)	29,400 (8,400)	-	-	29,400 (8,400)
合 計 (社外役員)	10 (5)	222,900 (33,150)	69,980 (-)	49,795 (-)	342,675 (33,150)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬枠は、2019年3月28日開催の第93期定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役分12百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）です。その後、2022年3月30日開催の第96期定時株主総会において社外取締役の報酬を年額50百万円以内とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は2名です。また別枠で、2022年3月30日開催の第96期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の導入および取締役に付与される1事業年度当たりの上限ポイント数（株式数）を66,840ポイントとする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（社外取締役除く）です。
3. 監査役の報酬枠は、2017年3月30日開催の第91期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高木裕康氏は、東京丸の内法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役深澤正宏氏は、安田不動産株式会社の相談役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役西脇芳和氏は、公益財団法人SOMPO美術財団の専務理事兼SOMPO美術館館長を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

	主な活動状況
取締役 高木裕康	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての幅広いかつ専門的な見識に基づき客観的な視点から、適宜発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として報酬等の内容について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 深澤正宏	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として取締役の報酬等への答申を主導しております。
取締役 成田信子	2024年3月28日就任以降に開催された取締役会5回の全てに出席いたしました。主に検事および弁護士としての豊富な経験と幅広いかつ専門的な見識に基づき客観的な視点から、適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 小林 元	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また監査役会11回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な企業経営に携わる見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 西脇芳和	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また監査役会11回の全てに出席いたしました。主に経営者としての幅広い見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（千円）
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,172
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,172

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署および会計監査人から提出された監査内容、監査時間などの報酬見積りの算出根拠等について、前期の実績評価を踏まえて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	40,257,532
現金及び預金	12,693,887
受取手形、売掛金及び契約資産	8,660,575
有価証券	5,999,384
商品及び製品	7,864,569
仕掛品	1,199,072
原材料及び貯蔵品	987,751
その他	2,852,290
固定資産	42,592,807
(有形固定資産)	(12,108,198)
建物及び構築物	6,921,745
機械装置及び運搬具	714,107
工具器具及び備品	374,866
土地	4,000,340
建設仮勘定	97,138
(無形固定資産)	(47,206)
(投資その他の資産)	(30,437,403)
投資有価証券	29,767,694
退職給付に係る資産	116,575
繰延税金資産	154,570
その他	398,562
資産合計	82,850,340

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,707,944
買掛金	3,845,321
1年内返済予定の長期借入金	44,000
未払法人税等	857,851
その他	1,960,770
固定負債	9,605,969
長期借入金	56,000
預り保証金	409,403
繰延税金負債	8,077,357
退職給付に係る負債	134,320
役員株式給付引当金	665,169
資産除去債務	76,477
長期末払金	78,650
その他	108,590
負債合計	16,313,913
純資産の部	
株主資本	47,600,028
資本金	1,635,762
資本剰余金	1,028,587
利益剰余金	45,998,548
自己株式	△1,062,870
その他の包括利益累計額	18,669,461
その他有価証券評価差額金	18,597,568
繰延ヘッジ損益	71,893
新株予約権	266,936
純資産合計	66,536,426
負債及び純資産合計	82,850,340

連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		31,481,564
売上原価		22,848,362
売上総利益		8,633,202
販売費及び一般管理費		5,173,449
営業利益		3,459,752
営業外収益		1,103,076
受取利息	6,690	
受取配当金	1,072,593	
持分法による投資利益	443	
その他	23,349	
営業外費用		9,092
支払利息	3,140	
為替差損	5,584	
その他	368	
経常利益		4,553,737
特別利益		87,112
固定資産売却益	1,100	
会員権売却益	12,011	
事業譲渡益	74,000	
特別損失		9,717
固定資産処分損	4,006	
会員権処分損	5,710	
税金等調整前当期純利益		4,631,131
法人税、住民税及び事業税		1,440,170
法人税等調整額		△62,116
当期純利益		3,253,077
親会社株主に帰属する当期純利益		3,253,077

連結株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,582,867	957,371	44,070,500	△1,067,446	45,543,293
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	52,895	52,895			105,790
剰余金の配当			△1,325,029		△1,325,029
親会社株主に帰属する当期純利益			3,253,077		3,253,077
自己株式の取得				△131	△131
自己株式の処分		18,320		4,707	23,028
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	52,895	71,215	1,928,047	4,575	2,056,734
当期末残高	1,635,762	1,028,587	45,998,548	△1,062,870	47,600,028

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	19,012,026	48,569	19,060,595	372,646	64,976,535
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					105,790
剰余金の配当					△1,325,029
親会社株主に帰属する当期純利益					3,253,077
自己株式の取得					△131
自己株式の処分					23,028
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△414,457	23,323	△391,133	△105,710	△496,843
連結会計年度中の変動額合計	△414,457	23,323	△391,133	△105,710	1,559,890
当期末残高	18,597,568	71,893	18,669,461	266,936	66,536,426

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	30,959,850
現金及び預金	7,122,199
受取手形	51,046
売掛金及び契約資産	5,998,740
有価証券	5,999,384
商品及び製品	7,492,093
仕掛品	822,347
原材料及び貯蔵品	657,538
前渡金	2,097,962
前払費用	62,550
その他の流動資産	655,988
固定資産	42,569,518
(有形固定資産)	(12,081,674)
建物	5,894,151
構築物	931,055
機械及び装置	458,236
車両運搬具	87,013
工具器具備品	365,153
土地	4,253,601
建設仮勘定	92,460
(無形固定資産)	(35,793)
(投資その他の資産)	(30,452,050)
投資有価証券	29,657,347
関係会社株式	352,785
前払年金費用	116,575
その他の投資	325,342
資産合計	73,529,369

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,547,389
買掛金	3,168,333
1年内返済予定の長期借入金	44,000
未払金	539,895
未払費用	60,609
未払法人税等	583,854
前受金	372,826
預り金	121,016
その他の流動負債	656,853
固定負債	9,290,487
長期借入金	56,000
預り保証金	392,365
繰延税金負債	8,070,202
役員株式給付引当金	665,169
資産除去債務	28,100
長期末払金	78,650
負債合計	14,837,877
純資産の部	
株主資本	39,754,154
資本金	1,635,762
資本剰余金	1,028,587
資本準備金	1,008,342
その他資本剰余金	20,244
利益剰余金	38,152,675
利益準備金	180,000
その他利益剰余金	37,972,675
配当引当積立金	120,000
圧縮記帳積立金	151,006
別途積立金	4,830,000
繰越利益剰余金	32,871,668
自己株式	△1,062,870
評価・換算差額等	18,670,401
その他有価証券評価差額金	18,598,508
繰延ヘッジ損益	71,893
新株予約権	266,936
純資産合計	58,691,491
負債及び純資産合計	73,529,369

損益計算書 (2024年 1 月 1 日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		23,787,824
売上原価		17,362,876
売上総利益		6,424,947
販売費及び一般管理費		3,884,883
営業利益		2,540,064
営業外収益		1,162,005
受取利息及び配当金	1,142,699	
雑収入	19,305	
営業外費用		
支払利息	3,113	
為替差損	5,584	
雑支出	162	8,860
経常利益		3,693,208
特別利益		12,011
会員権売却益	12,011	
特別損失		
固定資産処分損	3,968	9,679
会員権処分損	5,710	
税引前当期純利益		3,695,540
法人税、住民税及び事業税		1,068,666
法人税等調整額		△32,630
当期純利益		2,659,504

株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計		
						配当引当 積 立 金	圧縮記帳 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	1,582,867	955,447	1,923	957,371	180,000	120,000	161,091	4,830,000	31,527,108	36,818,200	△1,067,446	38,290,992
当事業年度中の変動額												
新株の発行 (新株予約権の行使)	52,895	52,895		52,895								105,790
剰余金の配当									△1,325,029	△1,325,029		△1,325,029
固定資産圧縮積 立金の取崩し							△10,085		10,085	-		-
当期純利益									2,659,504	2,659,504		2,659,504
自己株式の取得											△131	△131
自己株式の処分			18,320	18,320							4,707	23,028
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）												
当事業年度中の変動額合計	52,895	52,895	18,320	71,215	-	-	△10,085	-	1,344,560	1,334,475	4,575	1,463,161
当期末残高	1,635,762	1,008,342	20,244	1,028,587	180,000	120,000	151,006	4,830,000	32,871,668	38,152,675	△1,062,870	39,754,154

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	19,012,285	48,569	19,060,854	372,646	57,724,493
当事業年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					105,790
剰余金の配当					△1,325,029
固定資産圧縮積 立金の取崩し					-
当期純利益					2,659,504
自己株式の取得					△131
自己株式の処分					23,028
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△413,777	23,323	△390,453	△105,710	△496,163
当事業年度中の変動額合計	△413,777	23,323	△390,453	△105,710	966,998
当期末残高	18,598,508	71,893	18,670,401	266,936	58,691,491

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

帝国繊維株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 磯貝 剛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、帝国繊維株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、帝国繊維株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

帝国繊維株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 磯貝 剛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、帝国繊維株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月14日

帝国繊維株式会社 監査役会

常勤監査役 山口和良 ㊞

社外監査役 小林 元 ㊞

社外監査役 西脇芳和 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階
日本橋ホール
電話 03-6281-9493

最寄駅

JR東京駅 八重洲北口より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線日本橋駅 直結



ご注意

※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮ください。